



お客様属性18項 相続対策ニーズ

目と を引き出す声かけ

二之宮崇宏 1級ファイナンシャル・プランニング技能士/
日本GHCDコーチング協会認定講師

5 地主・不動産を 複数保有する方

先 祖代々の不動産を所有しているお客様は、どのように承継するかを考えている場合が多い。特に複数の不動産を所有している場合は、最適な配分について悩む傾向がある。先祖代々の不動産であるがゆえに、分散させずに一人に承継するか、それとも子どもには平等に承継するかといった具合だ。

こうした悩みに加えて、不動産を多く所有しているため相続税が多額になり、不安に感じているお客様も多い。保険や不動産の有効活用、さらには融資といった幅広い提案が可能となる。

6 会社経営者

経 営者は会社の経営（社長）と株主という、二つの側面を持っている。事業承継する人が経営しやすいよう、株式を承継することが大前提になる。一方で、他の相続人にもある程度財産を残すなど、親族間でもめない遺産分割が求められる。事業承継の検討の開始と同時に、遺産分割も併せて提案したい。

3 前妻(夫)との間に 子どもがいる方

前 妻（夫）との間に子どもがいる場合、その関係性によって遺産分割の内容が大きく異なる。夫婦ともども実子と同じように接している、離婚後はまったく疎遠など、それぞれの事情や状況は異なるため、ヒアリングが重要になってくる。

とはいえ、法律的には同じ「子」であり、法定相続分は同じだ。前妻（夫）との子どもにも、法定相続分や遺留分があることを伝えておきたい。

また子どもと継母は民法上、配偶者の連れ子であり、義理の親子関係（姻族関係）が生じる。養子縁組で法的な親子関係になり、相続人になる点も押さえておきたい。

4 相続で苦労した方

親 や兄弟等の相続で、相続財産の分割方法を親族間でもめた、もめるまでではなくとも嫌な体験をした、相続手続きを自身で行い、何度も金融機関を回るなど苦労したという声は多い。こうした方は自分が被相続人となる場合には、子どもや親族に同じ苦労をかけたくないと強く思う傾向がある。

1 子どものいない夫婦

子 どものいない夫婦の法定相続人は、配偶者（法定相続割合4分の3）と被相続人の兄弟（4分の1）。万一の場合、夫婦で築いた財産をすべて配偶者に遺したいと考える人は多い。

その思いを遺言書の作成で実現できる。互いに「すべての財産は妻（夫）に相続させる」という内容の遺言書だ。被相続人の兄弟にも法定相続分はあるが、民法が保障している法定相続人の最低限度の相続分である遺留分はない。そのため、遺言書の内容どおりの相続手続きが可能となる。

遺言書がなければ、例えば夫が亡くなった場合、妻は夫の兄弟全員から実印と印鑑証明書をもらわないと、相続手続きを進めることができない。配偶者の負担を考えれば、子どものいない夫婦には相互に遺言書を書いてもらうべきである。

2 独身

独 身の場合の相続人は、父母、兄弟姉妹になる。いずれの場合でも、相続人が高齢化している可能性は高い。昨今はインターネット銀行やインターネット証券の普及により、取引金融機関さえも分からないケースが多いため、早い段階から取引金融機関、財産内容を明確にする目的も兼ねて、遺言書の作成をアプローチしたい。

また、自身の老後をどのように過ごすのか、誰の世話になるのか、親族もしくは専門職団体など相続財産を誰に遺すのか、親しい親族がいない場合には寄付する先も含めて、考えるきっかけになるような提案をしたい。

1

図解

相続対策ニーズが見込める
お客様属性18項目総ざらい